

議案第 1 1 7 号

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

令和 2 年 1 1 月 3 0 日提出

飛騨市長 都 竹 淳 也

提案理由

行政区長職の見直しに伴う改正

飛驒市行政区等設置条例の一部を改正する条例

飛驒市行政区等設置条例（平成16年飛驒市条例第12号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（謝礼及び費用弁償）

第6条 市長は、代表者に対して予算の範囲内で謝礼及び費用弁償を支払うものとする。

- 2 代表者の費用弁償の額及び支払い方法については、飛驒市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛驒市条例第61号）その他の職員に支給する旅費の例による。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

- 2 飛驒市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛驒市条例第53号）の一部を次のように改正する。

別表区長の部を削る。

飛騨市行政区等設置条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行	改正案
第1条～第5条 略 (報酬) 第6条 代表者に対しては、飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年飛騨市条例第53号）の規定により報酬等を支給する。 以下 略	第1条～第5条 略 (謝礼及び費用弁償) 第6条 市長は、代表者に対して予算の範囲内で謝礼及び費用弁償を支払うものとする。 2 代表者の費用弁償の額及び支払い方法については、飛騨市職員等の旅費に関する条例（平成16年飛騨市条例第61号）その他の職員に支給する旅費の例による。 以下 略

飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

現 行			改正案		
本則・附則 略 別表（第2条、第7条関係）			本則・附則 略 別表（第2条、第7条関係）		
区分	報酬	費用弁償	区分	報酬	費用弁償
監査委員の部～固定資産評価審査会委員の部 略			監査委員の部～固定資産評価審査会委員の部 略		
公平委員会委員	日額 6,500円	略	公平委員会委員	日額 6,500円	略
区長	年額 固定報酬20,000円 日額 会議報酬6,000円	飛騨市職員等の旅費に関する条例その他の職員に支給する旅費の例による。	――	――	飛騨市職員等の旅費に関する条例その他の職員に支給する旅費の例による。
スポーツ推進委員	日額 6,000円		スポーツ推進委員	日額 6,000円	
以下 略			以下 略		

飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例（案） 要旨

1 改正の趣旨

行政区長職の見直しに伴う改正

2 改正の内容

地方公務員法（昭和25年法律第261号）及び地方自治法（昭和22年法律第67号）の改正により非常勤の特別職職員の任用要件が厳格化されたことに伴い、これまで地方公務員法第3条第3項第3号に基づき非常勤の特別職職員として位置付けていた行政区長の職を見直し、所要の改正を行うもの。

(1) 飛騨市行政区等設置条例の改正

同条例に定める行政区長への報酬及び費用弁償の支払いについて、報酬を謝礼に改め、かつ、費用弁償を飛騨市職員等の旅費に関する条例におけるその他の職員に適用する規定を準用するように改める。

(2) 飛騨市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の改正

同条例別表から区長を削る。

3 施行日 令和3年1月1日